

債権放棄の手續に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市債権管理条例（平成24年千葉市条例第7号。以下「条例」という。）第7条及び第8条並びに千葉市債権管理条例施行規則（平成24年千葉市規則第28号。以下「規則」という。）第4条の規定により行う債権放棄に関する手續について、必要な事項を定めるものとする。

(債権放棄調書の作成)

第2条 所管課長（千葉市予算会計規則第2条第6号に定める課の長、千葉市水道局庶務規定第2条に定める課の長及び千葉市病院局事業分掌規定第3条に定める課の長をいう。以下同じ）は、条例第7条の規定により債権を放棄する場合、次の各号に定める書類を添付した債権放棄調書（第1号様式）を作成しなければならない。

(1) 第1号を適用する場合

ア 時効完成日を確認できる書類（時効更新日及び時効更新事由または時効完成猶予事由を確認できる書類）

(2) 第2号を適用する場合

ア 限定承認があったことを確認できる書類

イ 相続財産の価額、強制執行の費用、当該債権に優先して弁済を受ける債権の金額が分かる書類

(3) 第3号を適用する場合

ア 裁判所の免責許可決定があったことを確認できる書類

イ 法人登記事項証明書（債務者が法人の場合に限る）

(4) 第4号を適用する場合

ア 地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第171条の2による強制執行の手續が終了したことを確認できる書類

イ 債務者が無資力であることを確認できる書類（財産調査の結果、生活保護受給証明書、所得証明書、市民税（非）課税証明書など）

(5) 第5号を適用する場合

ア 自治令第171条の5による徴収停止の手續を行い、1年以上経過したことを確認できる書類

(債権放棄の手續き)

第3条 所管課長は、条例第7条の規定により債権を放棄しようとする場合は、財政局税務部納税管理課長（以下「納税管理課長」という。）に事前協議をしなければならない。

2 所管課長は、前項の事前協議を行うときは、前条の規定により作成した債権放棄調書を納税管理課長に提出することにより行うものとする。

3 納税管理課長は、前項の規定により事前協議を受けた場合は速やかにその適否を回答しなければならない。

- 4 所管課長は、前項の事前協議が完了した後、当該債権の放棄について、局長（予算会計規則第2条第4号規定の局長、水道局長及び病院事業管理者をいう。以下同じ。）まで決裁を受けなければならない。その際、財政局税務部長に合議を行うものとする。
- 5 所管課長は、前項の決裁が完了した後、債権放棄報告書（様式第2号）を作成し、納税管理課長に提出するものとする。
- 6 区長は、債権放棄の決裁を行った場合、債権放棄連絡書（様式第3号）を局長に提出するものとする。

（議会等への報告）

第4条 納税管理課長は、提出を受けた債権放棄報告書を取りまとめ、規則第4条に定める議会に報告するものとする。

- 2 債権放棄を行った所管課長は、債権放棄に関する議会等からの質問等に適切に応答するものとする。

（委任）

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。